

## 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）の導入について

### 1. 背景

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省においては、平成 31 年 3 月の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、令和 2 年 8 月 5 日付けで道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部を改正し、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象として、令和 6 年 10 月から、自動車の検査（車検）において衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始※することとしており、これらの内容に対応すべく、審査事務規程の一部を改正することとしています。

（※輸入車については、令和 4 年 10 月以降の新型車を対象に令和 7 年 10 月から検査を開始）

### 2. 改正概要

- OBD 検査の基準適合性の判定にあたり、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」を、次のように規定します。

OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに「検査用スキャンツール」を接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、当機構が開発・管理している「特定 DTC 照会アプリ」を経由して「OBD 検査用サーバ」に照会する。その後、「OBD 検査用サーバ」が分析及び照会した結果の応答を待ち、「特定 DTC 照会アプリ」で基準適合性の判定結果を確認する。

- 自動車の点検・整備等のため、法第 78 条の自動車特定整備事業者（対象とする自動車の種類として、普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車又は軽自動車のいずれかの認証を受けている者に限る。）が、継続検査等の受検前に上記照会を実施していた自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、検査コースにおいて OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、基準に適合するものとします。（ただし要件を満たさない自動車を除きます。）

### 3. 今後のスケジュール

改正 : 令和 5 年 8 月予定

施行 : 令和 6 年 10 月予定